

令和6年能登半島地震に伴う

被災家屋等の解体・撤去制度

①制度の概要

家屋等の解体・撤去は、本来所有者の責任において行われるものですが、能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、新潟市が所有者に代わって解体・撤去を行う制度です。

1

②対象者

- (1) 被災証明または被災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された家屋等
 - 住宅、賃貸マンション・アパート、分譲マンション、事務所、店舗、工場、農舎等
- (2) 申請者は、令和6年1月1日から申請日までの間、被災家屋等を所有していた者
 - 個人、中小企業者、農業者など

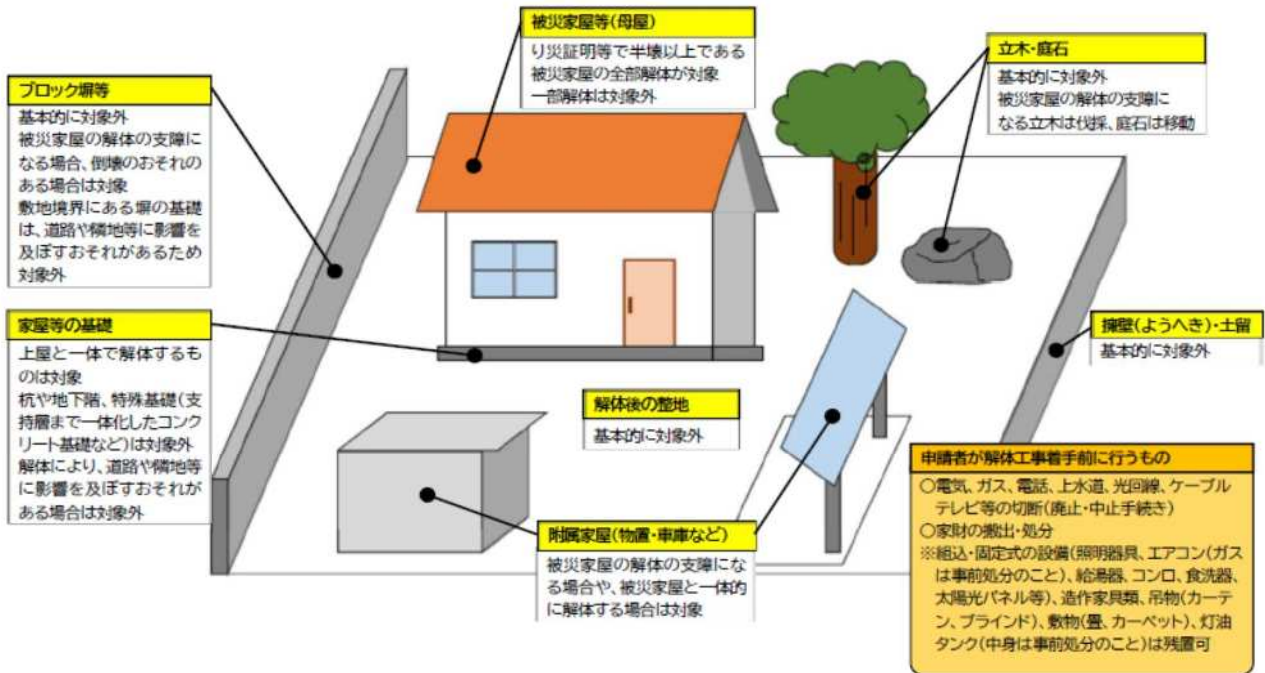
③費用負担

- (1) 全額公費により行います。
- (2) すでに自費で被災家屋等を解体・撤去した場合の※「費用償還制度」もあります。
※費用償還制度は令和6年3月31日までに解体・撤去の契約締結が条件

2

④ 公費解体対象範囲のイメージ

※基本的な対象範囲を示したものであり、個別に現地調査のうえで決定します。



3

⑤ 公費解体の申請について

申請期間

令和6年2月26日(月)～令和6年7月31日(水)

※申請期間は、復旧状況に応じ延長する場合があります。

申請には事前に予約が必要です。

申請の予約はこちら 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411

平日 午前8時30分～午後5時30分

申請会場

①西区役所健康センター棟3階 土日含む 9時～17時

②新田清掃センター 平日のみ 9時～17時

③市役所本館2階 廃棄物対策課 平日のみ 9時～17時

4